

ごみの戸別収集を区内全域へと拡大していきます

平成25年4月から3年間かけて、燃やすごみ・燃やさないごみの戸別収集を、区内全域へと拡大していきます。(資源は従来どおりの回収です。変更はありません。)

1年目となる平成25年度は、燃やすごみを月・木曜日に収集している地区の中を順次拡大していきます。拡大の日程と該当となる地域は次のとおりです。

●平成25年度の戸別収集拡大日程

開始時期	戸別収集となる地域
4月から	上野桜木2丁目、台東1~4丁目 谷中3・5・7丁目、柳橋1・2丁目
7月から	浅草橋1~3丁目、東上野1~3丁目 谷中1・2・4・6丁目
10月から	浅草橋4・5丁目、池之端1~4丁目 上野桜木1丁目、鳥越2丁目、東上野4~6丁目
1月から	秋葉原、上野1~7丁目、上野公園 小島1・2丁目、鳥越1丁目

●ごみを出す場所の事前確認について

戸別収集が開始される前には、職員が各戸別に訪問して、ごみを出す場所の事前確認を行います。

平成25年4月から戸別収集となる地域には、12月中旬から3月までの間に訪問する予定です。

他の地域でも、開始のおよそ3か月前から、戸別収集が開始されるまでの間にお伺いする予定です。

職員が伺いました際には、ご協力をお願いします。

平成26年度	平成27年度
浅草・雷門・北上野・蔵前・寿・駒形・西浅草・花川戸・松が谷・三筋・元浅草	今戸・入谷・清川・下谷・千束・日本堤・根岸・橋場・東浅草・三ノ輪・竜泉

平成26年度、平成27年度の拡大の詳細は、来年度以降順次お知らせいたします。
なお、状況により、集積所による収集を継続させていただく場合もあります。

お問合せ：清掃リサイクル課 TEL：5246-1018・台東清掃事務所 TEL：3876-5771

民間施設緑化助成金をご活用下さい!

区では、住宅、事業所等の緑化を推進して健康で住みやすいまちを創造するため、民間施設緑化助成制度を実施しています。

この助成制度は、新たに台東区みどりの条例の適用をうけない屋上緑化、壁面緑化、地先緑化をされる方に対して工事費の一部を助成するものです。助成の対象となる条件等は次のとおりとなります。

緑化区分	助成対象	助成基準
屋上緑化	敷地面積300m ² 未満の新築・増改築建築物又は敷地面積1,000m ² 未満の既存建築物	屋上又はベランダの全部又は一部に最低1m ² 以上の緑化区画を設け、中・低木、地被類、多年草等を植栽したもの。 また、緑化区画内に池・噴水等の施設及び0.4m ² /基以上の既製プランター（大型フロワーポット）を含む。
壁面緑化	既存建築物	建築物の壁面に、原則としてネット等の補助資材を設置し、つる性植物等を這わせたもの。又、緑のカーテン・藤棚等を含む。
地先緑化	敷地面積1,000m ² 未満の既存建築物所有者又は敷地管理者（使用者を含む）※新築時は除く	緑化の奥行き20cm以上、且つ接道延長3m以上とし、奥行き延長は助成額の算定には反映しない。また、既存ブロック塀等の取壊しを含む。

助成金額	工事内容	面積による金額(A)	工事費による金額(B)	摘要
	屋上緑化	20,000円/m ² × 助成対象緑化面積		
	壁面緑化	7,500円/m ² × 助成対象緑化面積	工事費 × 2/3	(A)と(B)を比較し、小さい方
	地先緑化	20,000円/m × 助成対象緑化延長	工事費 × 1/2	

(注)助成金限度額は、屋上緑化60万円、壁面緑化30万円、地先緑化15万円 合計100万円まで

助成金を受けるには事前の申請が必要になります。詳しくは下記担当までご連絡下さい。

お問合せ：環境課 みどり担当 TEL：5246-1323